

豊岡市中学校部活動ガイドライン

2019年4月

豊岡市教育委員会



目 次

「豊岡市中学校部活動ガイドライン」策定の趣旨	1
I 学校教育活動としての部活動の役割	2
1 部活動の意義	
2 部活動の位置付け	
II 部活動の適正な運営のための体制整備	3
1 学校の部活動方針等の策定	
2 各学校において設置する組織	
3 適切な部活動数の設置と学校全体でのサポート体制	
III 部活動の適切な指導の実施	4
1 顧問の主な役割	
2 休養日及び活動時間等の設定	
3 顧問の指導力向上	
4 保護者・地域との連携	
5 部活動指導員の導入	
IV 持続可能な部活動に向けて ～教育委員会の取組～	10
1 ガイドラインの検証	
2 諸課題への取組	

「豊岡市中学校部活動ガイドライン」策定の趣旨

部活動では、生徒が興味・関心のある活動に取り組むことを通して、主体性を育て、個性や可能性を伸ばすことができます。また、目標に向かって仲間と協力する大切さや、努力を重ねてやり遂げた喜びや感動を味わい、仲間や指導者等とつながる社会性を育むことができます。さらに、部活動で取り組んだスポーツ、文化、科学活動が、その後の自分の生活を豊かにします。このように部活動は、生徒の生きる力を育むことにおいて大きな効果を発揮しており、人間形成のための魅力ある教育活動です。

一方、生徒においては、運動部・文化部を問わず、連日または長時間にわたる活動などによって十分な休養がとれず、学業との両立に悩み、疲弊し、スポーツ障害を引き起こすなど、心身の健康を害するといった課題も見られます。また、過度な活動が部活動を支える教員や保護者の身体的・精神的負担となることも懸念されます。

このような状況を踏まえ、生徒にとって一層有意義な活動とするための指針として、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び県の「いきいき運動部活動（4訂版）」を参酌し、「豊岡市中学校部活動ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは、中学校部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、学校、家庭、地域、種目関連団体で広く共有され、生徒主体の教育活動として、部活動が適切に運営されることを目指します。

I 学校教育活動としての部活動の役割

1 部活動の意義

部活動は、心身の成長が著しい中学生が、自らの興味・関心等を深く追求し、それぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸長したり、学年や学級の枠を超えて、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりする中で、社会性や人間性を育むという「人間形成」に資するものです。

また、生涯にわたってスポーツや文化に親しみ、楽しむことができる資質・能力の育成を目指しています。そのため、日常の活動において、各種競技大会やコンクール等での結果のみを目標とするのではなく、生徒一人一人の取組に焦点を当てた丁寧で計画的な指導が大切です。

2 部活動の位置付け

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられています。

○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6) 第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められています。

II 部活動の適正な運営のための体制整備

1 学校の部活動方針等の策定

- (1) 学校は、部活動がより良い活動となるよう、本ガイドラインを参考に、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。学校の実情に応じて毎年見直しを図る。
- (2) 「学校の部活動に係る活動方針」には、指導方針や年間の活動計画（活動日時、休養日及び大会参加日時等）について必ず明記する。
- (3) 「学校の部活動に係る活動方針」は、保護者や地域の理解を得るため、学校ホームページやPTA総会等の機会を通じて公表する。

2 各学校において設置する組織

部活動を適正に運営するため、各学校において組織体制等を整備しておく必要があります。各学校の実情等に応じて、既存の協議する会等を活用することも有効です。

(1) 部活動検討委員会

学校の方針を決定したり、運営に関する意見集約、評価、検証、改善及び部活動の設置・改廃に関する協議等を行う。

(2) 部活動顧問会

各部活動顧問同士の情報交換及び評価、検証、改善等に関する協議等を行う。また、経験の浅い指導者に部活動の在り方や運営・指導方法等についてアドバイスをする機会として活用する。

(3) 各部保護者会

各部活動の指導方針、運営上のきまり等について共通理解を図る。部活動費の徴収に関しては、収支決算を明確にし、必ず校長と保護者に報告する。

3 適切な部活動数の設置と学校全体でのサポート体制

- (1) 校長は、当該学校の規模等を鑑み、必要に応じて適正な部数についての検証を行う。
- (2) すでに設置している部活動の改廃を検討する場合は、現在加入している生徒の活動が損なわれることのないよう、長期的な展望のもと、校内で十分協議した上で決定する。
- (3) 部活動の新設を検討する場合は、生徒のニーズを踏まえたものであるかを十分精査するとともに、周辺校の当該部活動設置状況や長期的な存続の可能性等を校内で十分協議した上で決定する。
- (4) 学校教育の一環として、部活動が顧問（部活動指導員）に任せきりにならないよう、複数顧問体制を確立するなど、学校組織全体での適切な指導・運営体制構築を図る。
- (5) 部活動時には生徒の授業や学級活動と違う一面を発見することができるので、顧問（部活動指導員）、担任、養護教諭等が連携を図り、広く活動を見守るように留意する。

Ⅲ 部活動の適切な指導の実施

1 顧問の主な役割

(1) 工夫した部活動の運営

学校教育において部活動が果たす役割を理解し、生徒の自己実現が図られるよう、部活動の運営を工夫する。

(2) 年間・月間活動計画の作成及び計画に基づいた運営

作成した計画は、早い段階で生徒及び保護者に周知し、共通理解のもと部活動を運営する。その際、生徒及び顧問自身の健康面に十分配慮し、無理のない計画を立てる。

(3) 生徒の指導・育成

技術指導だけでなく、集団における規範意識やコミュニケーション力の向上を図り、中学生としてあるべき望ましい姿について、部活動を通して育成する。

(4) 指導時の指導者の立会い

- ① 安全実施のため、原則、指導者は指導場所で指導する。
- ② 指導者が活動場所に立ち会えない場合には、活動を実施しないことが望ましいが、校長がやむを得ないと判断した場合には、危険性のない活動に限定するなど、生徒の安全に配慮することが大切である。

(5) 部活動目標の明確化と目標に向かって取り組む集団づくり

生徒が自主的・意欲的に活動できるよう、活動目標を明確化するとともに、目標達成のために部員が一丸となって取り組むことができる集団作りに努める。

(6) 他の教員との連携

担任をはじめとする他の教員との連携を図り、生徒の学校生活を支援する。

(7) 部活動ミーティングの運営支援

部活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることに留意し、目標達成に向けた活動が適切に行われるよう、部員主体のミーティングを実施させ、その運営の支援をする。

(8) 事故防止と安全指導

① 適切な休憩時間の設定

スポーツ医・科学の見地から、練習効果を得るためには、オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努める。

② 熱中症への対策

練習前及び活動季節や時間帯によっては、必要に応じて適宜、気温・湿度を確認し、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)に示される環境条件の評価(下図)等を参考に、活動の可否を判断する。

また、顧問や生徒が熱中症予防策を十分理解して活動するとともに、最近の気候状況を鑑み、暑くなり始める5月頃より熱中症の可能性を予測し、練習内容や通気性のよい服装の着用及び着帽の勧奨について適切に指示する。

*平成26年6月6日「豊岡市立学校園熱中症予防対策」

熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は原則中止
31	27	35	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28	24	31	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
25	21	28	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
21	18	24	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
			WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公財)日本スポーツ協会より抜粋

【事故予防チェックリスト】

※チェックがつかない項目があれば、指導について改善が必要です。

- 練習前はもちろん、練習中にも自分や友だちの体調についてチェックさせている。
- 活動前には必ず施設や器具等の安全点検をさせている。
- 練習内容は、気温・湿度等の気象条件、部員の体調、体力や技能等に応じたものとなっている。
- 正しいトレーニング方法を理解させている。
- 練習中に、部員同士がぶつかったり、予期せぬ方向からボールが飛んできたりしないよう、練習上のルールや約束事が徹底されている。
- 練習の内容や手順を理解させている。

「いきいき運動部活動(4訂版)」より抜粋

③ 活動スペースの確保

活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないように、指導を徹底する。

④ 施設・用具等の点検

活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回以上実施する。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施することが望ましい。

⑤ 事故等への対応

- ・部活動の実施にあたっては、生徒の生命・身体・健康を守ることを優先する。
- ・顧問、生徒ともに安全意識を高め、日ごろから事故を未然に防ぐことができるよう健康や環境に十分に留意して活動に取り組む。
- ・一次救急医療機関の連絡先が記載された危機管理マニュアル（フロー図）を職員室や体育館などの教職員がすぐに確認できる場所に掲示しておく。
- ・事故や傷病が発生した場合は、当該生徒の救護や応急処置を迅速に行うことができるよう教職員等の救急体制を整えておく。
- ・心肺蘇生法、AED使用などの応急処置についても、すべての教職員が熟知し、実践できるようにしておく。

(9) 校外活動における生徒引率

大会や練習試合、コンクールなど、校外で活動を行う場合の生徒引率を行う。移動手段は、公共交通機関を使用することを原則とする。

*平成9年3月1日「中学校、高等学校における運動部活動の指導について」兵庫県教育長通知

*平成11年3月29日「学校行事及び部活動等における生徒の輸送について」体育保健課長通知

(10) 保護者との連携、調整（活動の理解や具体的対応等）

部活動が円滑に行えるよう、保護者との連携を密に図り、理解が得られるよう努める。

(11) 近隣の学校や他団体等との連携、調整

練習試合や合同練習、又は大会やコンクール参加に向けて、他校や関係団体と連携を図り、部活動を円滑に運営する。

(12) 部活動予算及び徴収金の管理

部活動予算の計画的な支出、徴収金の収支決算報告等、適切かつ公正な管理を行う。いずれも校長の承認を得る。

2 休養日及び活動時間等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本スポーツ協会）及び「学校における働き方改革推進方針」（平成30年2月 豊岡市教育委員会）を踏まえ、以下を基準とします。

なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、定期考査前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設定します。

(1) 休養日

「ノー部活デー」 平日1日、土・日のうち原則1日 ※大会直前等は例外

① 平日の休養日について

平日に設ける休養日については、学校で定めたノー部活デー（職員会議、校内研修等）と兼ねることができる。

② 土・日の休養日について

大会やコンクール等の直前の土・日の活動については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、実施することを可とする。ただし、校長の承認を得るとともに、大会やコンクール等終了後に代替休養日を設けるよう努める。

③ 長期休業中の休養日について

上記「ノー部活デー」規定に準ずる。

※ 定期考査中や長期休業中などを利用し、ある程度の長期オフシーズンを確保する。

(2) 活動時間（長期休業中も学期中に準ずる）

① 平日

- ・ 1日の活動時間は、2時間程度とする。
- ・ 朝練習を実施する場合は、説明会や文書等において、その意義や効果等を保護者に説明し、十分な理解を得る。

② 土日等の休業日

- ・ 1日の活動時間は、3時間程度とする。
- ・ 家族とのふれあいやボランティア活動、地域活動などへの参加を促すとともに、心身をリフレッシュさせるよう配慮する。

(3) 学校単位で参加する大会等の見直し

学校単位で参加する大会・コンクール等については、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問及び保護者の過度な負担とならないことを考慮して参加する。

3 顧問の指導力向上

- (1) 個性を伸ばし、友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるという部活動の意義を再確認し、対話を重視した指導を実施する。生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成させる。

【指導の基本】 ①説明 → ②手本・見本の提示 → ③試行・創作 → ④肯定的評価

- (2) 校内の教員同士で、指導方法に関する意見交換を密にし、異なる部活動であっても活用できる指導法については、積極的に活用する。
- (3) 運動部顧問については、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に学び、短時間でも効果が得られるよう、練習方法等に取り入れる工夫をする。文化部顧問についても、同様に合理的かつ効果的な取組方法を工夫する。
- (4) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い練習や、限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課すような練習を強制的にさせることは「体罰」であるという認識を日頃から共有することが重要である。また、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、セクシュアルハラスメントと判断される発言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね、否定したりする行為も決して許されない。なお、これらの行為については、部活動内、生徒間でも同様のことが行われないように注意を払う必要がある。

*平成 25 年 3 月「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」文部科学省

*平成 25 年 3 月「体罰根絶宣言」日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟

*平成 29 年 11 月「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応」日本中学校体育連盟

【求められている指導】

☆ 生徒の自主性、個性を尊重した指導

- スポーツの楽しさを実感させる
- 仲間との交流を充実させる
- わかる喜びを体験させる（新しい発見）
- できる喜びを体験させる（成就感）

☆ 対話を重視した指導

- ポイント（動きのコツ）を的確に言葉で教える
- 激励、賞賛を欠かさない

「いきいき運動部活動(4訂版)」より抜粋

このような時に、このような指導者に体罰は発生しやすい！

このような時に

- ① 試合に負けた時
- ② 指示したプレーができなかった時
- ③ 生徒のプレーがダラダラしていると感じた時
- ④ 普段の生活指導で部員が従わない時

指導者が感情的になった時

このような指導者

- ① 体罰による強制と服従で優れた競技者が育成できると信じている
- ② 指導には体罰が必要と考えている
- ③ 指導での「愛の鞭」は許されると考えている
- ④ 士気を高め、良いプレーを引き出し、強い精神力を身に付けるには、体罰が必要であると考えている

体罰が必要だと誤認している指導者

4 保護者・地域との連携

- (1) 部活動の方針や活動日程などを年度当初に保護者に丁寧に説明し、理解を得る。
- (2) 学校ホームページや各種たより、部活動見学会等を有効活用し、部活動の様子を定期的に保護者に発信し、理解を得る工夫をする。
- (3) 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付するなどして確実に理解を得る。
- (4) 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、保護者への応援依頼を積極的に行う。
- (5) 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明をする。
- (6) 活動中の怪我については、軽いと考えられる怪我でも家庭訪問等により丁寧に説明をする。
- (7) 部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて各種団体と連携を図り、部活動に取り組むことが望ましい。また、地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努める。

5 部活動指導員の導入

教職員の業務の適正化の一環として、「部活動指導員」の導入について検討を進め、部活動指導を担当する教員の負担軽減を図るとともに、部活動指導の質的向上を図ります。

(1) 部活動指導員の役割

- ① 顧問が他の業務等により部活動の現場を離れている間に、部活動を行う生徒の安全を見守る。
- ② 活動に従事したときは、部活動指導員日誌に、その日の活動内容等を記録するとともに、「校内部活動マネジメント担当者」（仮称）に報告し、情報共有を行う。
- ③ 研修会に積極的に参加し、部活動の教育的意義や安全管理等について、十分に理解し、活動にいかすよう努める。

(2) 部活動指導員の活動内容

部活動指導員は、校長又は校内部活動マネジメント担当者からの指示の下、主として①の活動内容に従事し、且つ、部活動指導員の持つ資格や経験等により、可能な範囲で②の活動内容に従事することができる。

- ① 顧問が他の業務等により部活動の現場を離れている間に、部活動を行う生徒の安全を見守る。
 - ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - ・用具・施設の点検・管理
 - ・事故が発生した場合の現場対応
- ② 部活動指導（＊部活動指導員の持つ資格や経験等による）
 - ・一般的な実技指導（「学校部活動運営方針」や「部活動計画」等に基づいた指導）

(3) 校内部活動マネジメント担当者の役割

- ① 校内部活動マネジメント担当者は、原則、教頭又は主幹教諭が担い、部活動指導員を活用する視点から、学校業務が円滑に進むようにマネジメントを行う。
- ② 具体的には、校内の活用システムの構築、活用状況の把握と調整、部活動指導員との連絡調整などを行う。
- ③ 活動を通して、学校業務の円滑な運用だけでなく、教員および学校や地域の学校業務に関する意識改革を進める。

IV 持続可能な部活動に向けて ～教育委員会の取組～

1 ガイドラインの検証

- (1) 本ガイドラインにより、各校の部活動が休養日や活動時間などにおいて、適切に実施されているか把握し、教育委員会が定期的（学期に1回）に指導・是正を行う。
- (2) 部活動指導や体制等の検証を行い、適切で効果的な部活動の在り方を検討するため、適宜「連絡協議会」（仮称）を開催し、ガイドラインの見直しを進める。協議会の構成員等詳細については別に定める。

2 諸課題への取組

- (1) 学校や地域の実態に応じて、保護者の理解と協力、民間事業者の活用、地域の団体等との連携など、学校と地域が協働する環境整備を進める。
- (2) 生徒の健全な成長のための教育、文化、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、保護者の理解と協力を促す。
- (3) 学校において部活動の活動方針・計画の策定等が適切に行われるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- (4) 学校における生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶にむけた取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- (5) 生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の積極的な任用と学校への配置について検討を進める。

